

仮処分第1回審尋での古賀初次さんの意見陳述

10月20日の「佐賀空港自衛隊駐屯地建設工事差し止め仮処分」第1回審尋で、地権者代表の古賀初次さんが意見陳述を行いました。その要旨を紹介いたします（全文は「市民の会」のホームページをご覧ください）。

はじめに、50年漁業者として



私は、昭和24年3月27日に生まれ、昭和42年4月から父の海苔養殖業を手伝うようになりました。そして、昭和48年頃には父から養殖業を引き継ぎ、同年に漁協組合員の地位についても受け継ぎました。それから現在に至るまで、有明海を漁場として海苔養殖業を続けています。

本件土地に関しては、そもそも昭和38年に、私の父世代と県との間で、南川副漁協の漁業権者のうち入植増反希望者に対し優先配分をする旨の申合せがなされたと聞いていますし、現に昭和56年にもそうした申合せがあったことが確認されています。そして、その結果として、昭和63年に希望者個人に対して本件土地の配分が実施されたのです。つまり、本件土地は、県が漁協に対し漁業補償として譲

渡したのではなく、県から個人に対して直接譲渡されたものといえます。その証拠として、地権者個人に対して本件土地に関する持分証券が発行されています。当初は、私の父である古賀勝名義で本件土地の持分証券が発行されましたが、平成19年の漁協の合併に際して、私を名義人とする証券が再発行されました。そのため、私自身は、本件土地が昭和63年に配分された当初から地権者として

本件訴訟に至る経緯

私は、平成26年7月頃に、当時の防衛大臣が佐賀空港への自衛隊駐屯地建設及びオスプレイ配備の要請を行ったことをニュースで知りました。戦争を経験してきた先人たちが、佐賀空港建設に際して、恒久的に阻止し、有事の際に攻撃対象となることを防ぐために、公害防止協定を締結させたという経緯を聞いていました。自衛隊の駐屯地建設などどんなでもない話だと思

国は私たちが「地権者」と扱ってきた

ところが、平成30年8月に当時の知事が受け入れを表明し、オスプレイ配備に向けて話し合いが加速度的に進んでいきました。令和3年7月30日には、九州防衛局長が各地権者に対してアンケートを送ってきました。そのアンケートには、公害防止協定の見直しは是非などについての項目は一切なく、単に土地売却の可否を尋ねる内容となっていました。こうしたアンケートが私たち地権者個人に送られてきたということは、九州防衛局長が私たち地権者であると認識していたことに他なりません。令和5年3月17日にも、九州防衛局長が「駐屯地予定地の用地取得について」という書面を送付していますが、これも地権者だけを対象としています。

この地位を有していましたが、平成19年頃に名実ともに地権者になったことになりました。なお、本件土地の登記名義は、従前、漁協名義になっていました。これは本件土地を全体営農に利用するためなど諸々の事情から便宜的になされた登記に過ぎません。

こうした経緯を考慮すれば、

本件土地に関して、これまで国が漁協ではなく個人々々を地権者として認識していたことは明らかです。そうであるにもかかわらず、今になって国は私たち地権者を「関係者」と呼ばわりし、地権者としての地位を否定し始めています。矛盾した態度と言わざるを得ません。

した場合、人命に対し甚大な被害が発生しかねません。本件工事が海苔養殖業等を始めた影響は計り知れません。このままでは先人たちが守ってきた宝の海が失われてしまいます。以上のとおり、用地取得に際して、これまで国は私たちを「地権者」として扱ってきたにもかかわらず、本件土地の問題が噴出した途端、私たちを「関係者」と呼ばわりし、個人々の意見をないがしろにするような対応をするなど、極めて不誠実な態度をとっていると

言わざるを得ません。このまま国の横暴を許すことはできません。佐賀地方裁判所には、一刻も早く、この駐屯地建設工事を差し止める判断を出して頂きたいということを申し上げます。私の意見陳述を終わります。

「オスプレイ裁判支援市民の会」
会員1000人の目標めざし、
会員拡大にご協力ください。

